寝屋川市みんなのまちづくり支援自動販売機 契約候補者　募集要領

令和８年 10 月

１　募集目的

寝屋川市の施設において、飲料等の提供による市民サービスの拡充を図るとともに、販売売上金の一部を寝屋川市のまちづくりに活用し、寝屋川市の未来への投資の推進に資するため、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に係る契約候補者（以下「契約候補者」という。）を募集する。

２　物件（自販機）

物件番号	貸付物件名	所在地	設置場所	設置面積（単位：m）		位置図
				幅	奥行	
⑤	寝屋川市役所	寝屋川本町１番１号	職員会館１階	1.2 以内	1.0 以内	図１

３　応募資格

契約候補者に応募することができる者は、次の各号の全ての要件を満たす法人とする。

⑴　申込時において、寝屋川市の区域内に過去３年以上の自販機の設置実績があること。

⑵　法令等の規定により販売について許可等を要する場合は、当該許可等を受けていること。

⑶　国税の未納がないこと。

⑷　市税の未納がないこと。

⑸　会社法の規定による清算の開始又は破産法の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

⑹　会社更生法の規定による更生手続開始又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑺　次のいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（役員又は支店若しくはこの契約を締結しようとする事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。

４　応募条件

⑴　設置等

ア　貸付け

契約候補者は、自販機の設置場所として使用する行政財産の一部について、寝屋川市と賃貸借契約を締結し、自販機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）となる。

ただし、他の法令の規定の適用を受ける場合は、当該法令の規定に基づく手続となる。

イ　貸付期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの３年間とする。

※　貸付期間満了後は、貸付期間の更新、延長は行わず、契約候補者の募集を行うものとする。

※　貸付期間中の契約解除は、原則認められない。

ウ　貸付料

次の表に掲げる最低貸付料以上で申込みのあった事業者のうち、最高の応募

金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって貸付料とする。

設置事業者は、毎年度、貸付料の年額（12 か月分）を寝屋川市が指定する日までに納付しなければならない。また、納付した貸付料は、特別の理由があると認める場合を除き、還付しない。

物件番号	最低貸付料（月額・税抜）
⑤	667 円

※　最低貸付料は、寝屋川市公有財産規則第 26 条第１項から第４項までに基づいて算定した額に、105 分の 100 を乗じて得た税抜きの月額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。）とする。ただし、他の法令の規定の適用を受ける場合は、当該法令の規定に基づく。

エ　その他の経費等

設置事業者は、自己の負担で次の（ｱ）の工事を実施し、また電気使用料、広報に係る経費を負担するものとする。

(ｱ) 必要工事

ａ　電気工事（自販機の設置場所までの電源工事及び電気の使用量を計る子メーターの設置工事）

ｂ　自販機の設置工事（水道の引込みを要する場合は、その工事を含む。）

(ｲ) 電気使用料

寝屋川市又は指定管理者の算定する電気使用料の月額を指定する期日までに納付すること。

⑵　寄附

ア　政策ファンドへの寄附

設置事業者は、応募申込書に寄附割合を記載し、寝屋川市と合意の上、販売売上金のうち、寄附割合に応じた金額を寝屋川市政策ファンドに寄附する。

最低寄附割合は以下のとおりとする。

物件番号	最低寄附割合
⑤	22%

※　寄附金は、年２回、寝屋川市が指定する日までに申し込むものとする。

イ　広報

設置事業者は、寝屋川市みんなのまちづくり支援自動販売機である旨を広報する表示板の作成及び設置を、自らの負担で行うものとする。

⑶　使用上の制限

次のことを遵守すること。

ア　貸付料、経費等を確実に納付すること。

イ　貸付期間中、継続して本募集要領３⑵に記載している許可等を受けていること。

ウ　自販機を設置する権利及び自販機を第三者に譲渡し又は転貸しないこと。

エ　販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間並びにこれらの経路については、寝屋川市と協議すること。

オ　アルコール飲料の販売を行わないこと。

カ　自販機数及び商品の取扱種類については、それぞれ次のとおりとすること。

物件番号	商品の取扱種類
⑤	缶、ペットボトル

キ　自販機は、多様な利用者にも十分配慮したユニバーサルデザイン自販機であること。

ク　自販機には、自らの負担で寝屋川市が指定するデザインの表示板又は表示シールを作成し、設置すること。

ケ　商品の売価については、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

コ　自販機は、災害時に機内の商品を無償提供できる機能を備えたものであること。

⑷　維持管理

次のことを遵守すること。

ア　商品の補充、金銭の管理など自販機の維持管理については、設置事業者の責任において行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の補充管理を適切に行い、売り切れがないようにすること。

イ　商品の容器の種類に応じた回収ボックスを自販機に併設し、設置事業者の責任で適切に回収すること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ　自販機の設置に当たっては、据付面、電源等を確認した上で安全に設置するとともに、自販機の形状を含めた美観や利用者の通行及び災害時の避難の障害にならないよう十分配慮すること。

オ　自販機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、緊急連絡先を自販機に明示し、機器の故障等が発生した場合は、敏速かつ丁寧に対応すること。

カ　地球温暖化防止等地球規模での環境問題の改善その他環境保全に配慮すること。

⑸　原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し又は貸付契約が解除された場合は、本契約の終了の日（寝屋川市が特に指定する場合を除く。）までに、設置事業者の負担により自販機を撤去するとともに、原状に回復しなければならない。ただし、寝屋川市が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

⑹　損害賠償

設置事業者は、自販機の設置や商品の販売等に当たり、寝屋川市又は第三者に損害を与えたときは、全て設置事業者がその損害を賠償しなければならない。

5　申込受付

⑴　受付期間

令和８年 11 月 11 日(水）から令和８年 12 月 10 日(木)まで（土・日・祝日を除く。）

午前９時から午後５時 30 分まで

⑵　受付場所

寝屋川市役所財務部資産管理課　寝屋川市役所本館２階

上記受付期間内に申込みに必要な書類を直接持参又は郵送（期間内必着）により提出すること。電話、ファクシミリ及び電子メールによる受付は認めない。

※　郵送による提出の場合は、簡易書留や特定記録郵便等、確実に到着記録が残る方法での提出をお願いします。

⑶　提出書類

ア　寝屋川市みんなのまちづくり支援自動販売機設置応募申込書(様式１－１)

イ　業務実績報告書(様式１－２)

ウ　誓約書(様式１－３)

エ　履歴事項証明書又は商業・法人登記簿謄本(発行から３か月以内のもの)

オ　国税の未納がないことの証明書(発行から３か月以内のもの)

カ　市税の未納がないことの証明書(発行から３か月以内のもの)

キ　事業概要

(ｱ)　会社概要

(ｲ)　設置予定の自動販売機及び販売品の説明書、パンフレット等

(ｳ)　ユニバーサルデザインについて確認できる書類

ク　委任状

ケ　許認可等を有する場合、その免許の写し

⑷　その他

ア　受付期間経過後の申込みは一切認めない。

イ　提出書類の記載内容に虚偽又は著しい不備があると認めるときは、応募の失格及び契約候補者の決定の取消しを行う。

ウ　提出書類は、理由を問わず、返却しない。

エ　申込み等その他手続に関する一切の費用は、申込者の負担とする。

オ　契約候補者に選定された後、自己都合により参加辞退をした者は、再募集の際、応募不可とする。

６　契約候補者の決定

⑴　結果公表

令和８年 12 月 16 日(水) 正午

⑵　公表方法

寝屋川市のホームページに掲載

※なお、該当者には後日直接通知します。

⑶　提出書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を契約候補者の対象者とする。ただし、契約候補者に適しないと認められる者は、対象者としない。

⑷　対象者のうち、貸付料について、最低貸付料以上で最高の応募金額で申込みを行った者を契約候補者とする。ただし、提案のあった応募金額が同額の場合は、最高の寄附割合で申込みを行った者を契約候補者とする。

　なお、応募金額及び寄附割合が共に同じ場合は、当該応募者立会いの下、くじにより決定する。

⑸　前号の決定を受けた契約候補者において、辞退の申出又は決定の取消しがあった場合は、次点者の繰上げを順次行う。

7　参考データ

物件番号	売上概数	備　考	売上期間
⑤	8,471 本	缶、ペットボトル	令和７年 10 月～令和８年９月